

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出 団体	ページ
1	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	大阪市	1
4	市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」 の算出方法の見直し	兵庫県 (西宮市)	9
2	児童扶養手当の受給資格要件の明確化	富田林市	19
15	脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援	鳥取県	29
		茅ヶ崎市	35
20	と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする見直し	秋田県	49
12	都道府県献血推進計画の策定義務の廃止	和歌山県	57
11	へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和	津久見市	66
8	基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し	長崎県	75
3	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	埼玉県	82
19	感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直し	延岡市	91

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止



大阪市こども青少年局
令和3年7月12日

保育所等居室面積基準に係る国の特例措置について

・保育所居室面積は、児童福祉法により国基準を「従うべき基準」として、条例にて定めなければならないとされている。

・そのうえで、次の要件に該当した場合、「従うべき基準」が「標準」とされている。

- ①平成23年9月に示された省令で厚生労働大臣が指定する自治体(要件:「前々年度4月1日待機児童数が100人以上」等)に限り
- ②政令で定める日(現在は令和5年3月31日)までの間

令和5年度に適用される要件

大阪市の保育所等居室面積基準と要件の適用状況

児童年齢	国基準	大阪市条例		
		原則(市基準)	特例①(国基準)	特例②
0歳児	乳児室1.65㎡以上 又は	5.0㎡以上	国基準に同じ	1.65㎡ ただし、 <u>保育の環境の確保(安全・安心・衛生の確保等の条件整備)</u> が必要
1歳児	ほふく室3.3㎡以上	3.3㎡以上		
2歳児以上	保育室1.98㎡以上	1.98㎡以上		

面積基準緩和特例措置

大阪市の待機児童数	令和3年4月1日
待機児童数(特例措置の適用要件ベース)	1,027

※『保育所等利用待機児童数調査』の待機児童数(公表ベース)は14人

・条例制定時、大阪市会より、保育の質の確保の観点から、「安易にこれを用いることなく、保育現場の状況を十分踏まえたものとする」との附帯決議が付された。

・運用にあたっては、それを踏まえ、保育施設ごとに、保育の質の確保や安全面等に十分な配慮ができることなど、要件を確認したうえで適用。

・令和元年11月から、新たに立入調査権等の規定を整備するなど、より厳格な運用と保育の質の確保を図っている。

過去5年間の大阪市の待機児童対策の取組状況

これまでも待機児童対策を市政の最重要施策として取り組んできたが、さらに取組を強化するため、平成28年7月に市長をリーダーとする「待機児童解消特別チーム」を設置し、活用可能なすべての国施策及び市独自の取組を実施するなど、あらゆる手法を駆使して、待機児童の解消をめざしている。

■待機児童対策予算の状況

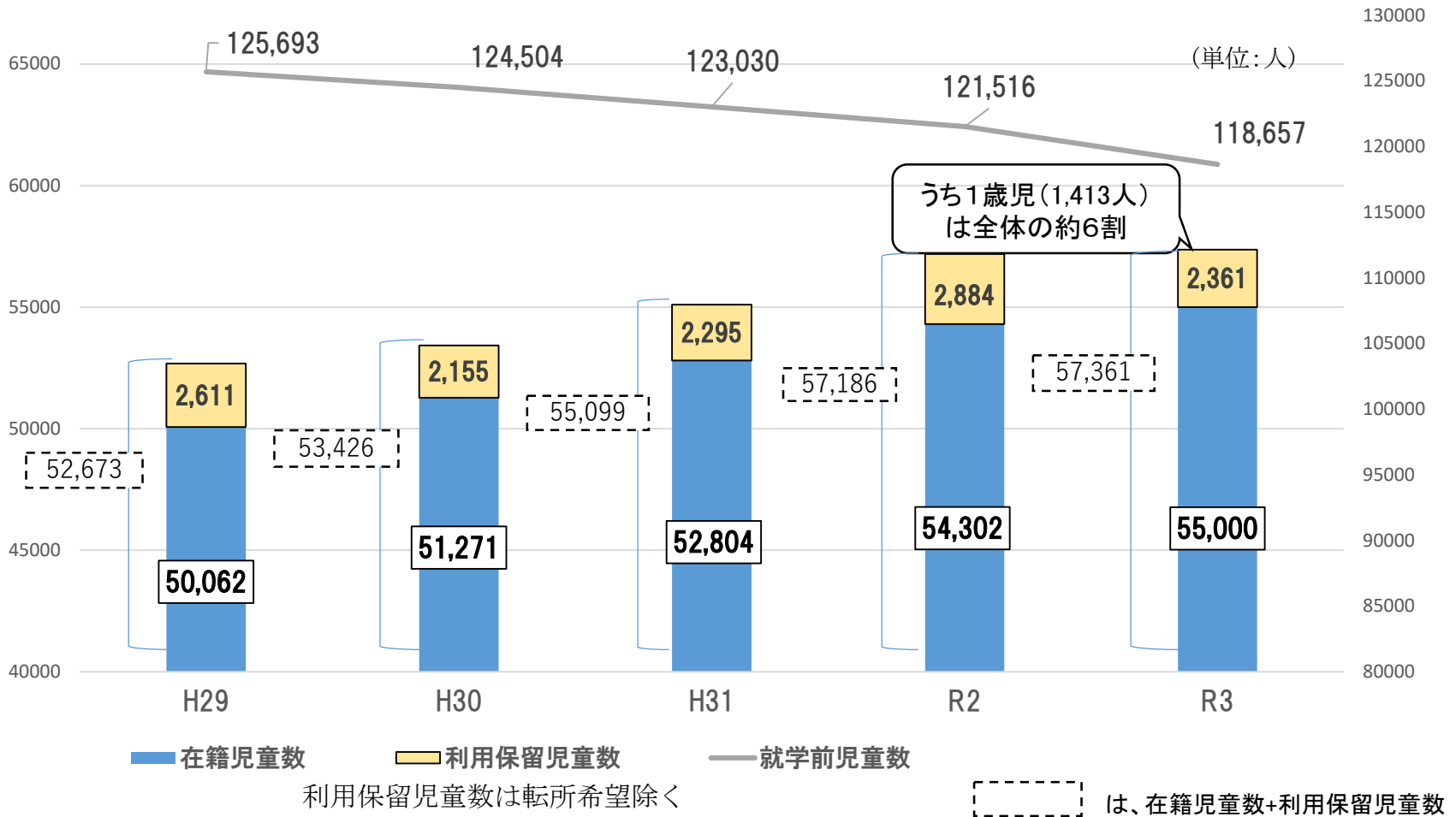
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
民間保育所等 整備事業	116億5,600万円	85億4,800万円	72億5,000万円	60億5,900万円	51億4,900万円	386億6,200万円
	6,053人分	4,054人分	3,770人分	2,281人分	1,954人分	18,112人分
	実績 4,745人	1,878人	1,658人	1,178人		9,459人
保育人材の確保 対策事業	6億4,800万円	11億2,600万円	17億4,400万円	28億8,100万円	38億2,000万円	102億1,900万円

■大阪市内で取り組んでいる対策

	保育の受け皿の拡大	保育人材確保
国施策 (子育て安心プラン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有地や都市公園の活用 ・ 都市部における保育園の高騰した賃借料への補助 ・ 認定こども園への移行促進及び小規模保育事業等の実施促進 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業の拡充 ・ 保育士の業務負担軽減のための支援（ICT化等）など
大阪市独自	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化 ・ 土地オーナーに対する助成（固定資産税等相当額の助成） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他府県から新規採用保育士を呼び込むため、帰省費用等の福利厚生相当額を補助 ・ 保育士の年休取得促進等、働き方改革を推進するための保育士を配置した施設への人件費補助³ など

大阪市の保育ニーズの状況

- ・就学前児童数は減少しているが、保育ニーズ(在籍児童数+利用保留児童数)は、年々増加。
- ・大阪府における女性の就業率の伸長や、好調な都心部での大規模マンション建設の状況から、今後も当面の間保育ニーズは増加すると想定。



特例措置の廃止に係る支障事例について

・特例措置による入所児童数(各年度4月1日時点)

(入所児童数) - (国の面積基準による定員)

平成26年8月	...	平成31年度	令和2年度	令和3年度
195か所	...	153か所	168か所	169か所
1,797人	...	740人	882人	762人

全24区中、23区の
施設で活用

うち1歳児は413人



平成29年度以降 9,459人分の入所枠を拡大してもなお、特例措置による入所児童は762人いる。

支障事例

【特例措置がなくなった場合】

・入所枠として762人分が減少するため、本特例措置の適用による入所が多い1歳児をはじめ、待機児童が急増。

・年齢進行(進級)により途中退所を余儀なくされる児童が多く発生。

特例措置に期限が設けられていることによる支障事例

・現在の特例は令和5年3月31日まで。

・特例措置の期限を踏まえ、国の面積基準に基づく入所枠に戻すため、新規入所を抑制する必要がある。

(例) A保育園

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
国基準定員	6人	9人	12人	13人	13人	13人	66人
入所児童数	6人	11人	14人	13人	13人	13人	70人
うち特例措置による入所児童数	0人	2人	2人	0人	0人	0人	4人

毎年この分の新規入所の抑制により、待機児童が発生

支障事例

特例措置があっても、期限があると、国の面積基準に基づく入所枠に戻すために、新規入所を抑制する必要があるため、待機児童が増加。



国が求めている待機児童解消がさらに困難となる

大阪市が求める対応策

前提

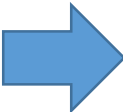
- ・特例措置の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認の上実施しており、これまで特に問題は起こっていない。
- ・また、一律に1.65㎡を用いて面積いっぱいまで児童を受け入れるというものではなく、入所待ちの数人が面積基準緩和により入所できる場合など、やむを得ない場合に本措置を適用している（適用は施設全体の約35%、1施設平均4.5人）。
- ・令和元年11月からは、新たに立入調査権等の規定を整備した。

 **大阪市においては、児童の安全確保はもとより、保育の質を確保した上で、特例措置を適用している。**

大阪市が求める対応策

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限を廃止すること

効果

- 
- ・現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなる
 - ・大阪市内における保育ニーズは、今後も高い水準で推移することが見込まれることから、ニーズの地域偏在などに柔軟に対応しつつ、待機児童解消を図ることが可能

※期限の廃止が難しい場合、現行の特例措置の期限を延長すること



市町村子ども・子育て支援事業計画において 定める「量の見込み」の算出方法の見直し

令和3年7月14日
兵庫県・西宮市 他

子ども・子育て支援事業計画

- ・子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が定める5年を一期とした計画(義務)。(なお、第62条により、都道府県計画の策定についても定められている)
- ・教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を目的とする。
- ・現在は第2期(令和2(2020)～6(2024)年度)。

子ども・子育て支援法

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

第3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

3(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込を推計し、具体的な目標設定を行うこと。

計画に定める事項

各区域における施設の必要利用定員総数、教育・保育の量の見込み、子ども・子育て支援事業の量の見込みなど

子ども・子育て支援法 第六十一条

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下略）

計画に定める内容（量の見込みを算出する項目）

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)	3～5歳
2	保育認定（幼稚園） 保育認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

「量の見込み」の算出方法

アンケート調査の実施

・保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月） H31.4.23付けの改訂版でも基本的な考え方は踏襲

< 2 > 量の見込みの算出

・量の見込みの算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。（中略）なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえたより効果的、効率的な算出法を妨げるものではない。

1．家庭類型の分類

（1）概説 アンケート調査を活用し、まず対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。

（以下略）

支障（県内自治体の事例）

実態にそぐわないアンケート結果の発生

・第1期(H27～R1)、第2期(R2～R6)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。

【考えられる乖離の原因】

・手引きで示されているアンケートの尋ね方では、回答者が利用したいと考える時期が明確でない等の理由で実態と乖離し、ニーズが大きく出る傾向にある。 詳細は次スライド

乖離が生じた項目(例)	アンケート結果	実績	該当市
病児保育事業	約900人	約50人	宍粟市
保育の3号認定(0歳)	約200件	約50件	三田市
同	約1,500件	約500件	西宮市
一時預かり事業	約31,000件	約7,000件	三田市
子育て援助活動支援事業	約10,500件	約1,000件	三田市

・調査に多大な労力や費用が必要。また情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要する。計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。

(次ページ以降で西宮市から事例説明)

アンケート結果と実績が乖離する原因

量の見込み全般に起こり得る事例

- ・量の見込みの算出は、「アンケート結果から算出した利用意向率」を各年度の就学前児童数に掛け合わせて算出する。
- ・利用意向率が一定のため、少子化が進行する多数の市町村では、計画初年度が最も量の見込みが高く、計画最終年度が最も低い結果となる。
- ・特に、教育・保育の量の見込みにおいて、保育需要の上昇による必要受入枠の増加幅が就学前児童の減少幅を上回る市町村では、一定の利用意向率ではなく、毎年の保育需要率の見込みと就学前児童数見込みを用いなければ実態と乖離することとなる。

利用者が少数の事業に起こり得る事例

- ・限られた方が利用する子育て短期支援事業については、国の算出手引きでは、「過去に本事業を利用した」もしくは「（宿泊を伴う保護者の不在時に）仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した者のニーズを量の見込みの算出に使用するとされている。
- ・該当者が少なく正確な分析を行うために必要なサンプル数に満たないため、実績値から算出することとなる。

小学生向けの事業に起こり得る事例

- ・子育て援助活動支援事業・放課後児童健全育成事業における小学1年生から6年生までの量の見込みを算出する際、国の算出手引きでは、5歳の子どもを持つ保護者のアンケート結果を使用する。
- ・5歳の子どもを持つ保護者のアンケート結果からは就学以降の事業ニーズを正確に算出することは困難である。

その他の支障

アンケートにより生じる負担

・利用者ニーズを把握するためアンケートを行うことは必要だが、手引きに基づく一連の分析作業は大きな業務負担。

スケジュールがタイトであること(国通知や手引きの発出時期が遅い)

委託業者とのやり取り(量の見込みと実績との乖離解消の検討・見直し)

審議会(量の見込みの補正についての審議を複数回)

手引きを尊重せざるを得ない実態

・「量の見込み」の算出等のための手引きには、以下のような記載がある。

【第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方】

・具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」(p1)

・「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」(p2)

・しかし、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかないため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、**調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセス**になっている。

・また、トレンドや政策動向の考慮に必要な統計データが公表されていない場合がある。

【参考】計画策定スケジュール（西宮市）

開催日	内容
H30.8.24	国通知（量の見込みの算出方法等について考えが示される）
H30.10	地方版子ども・子育て会議でアンケートの内容について審議（～11月）
H30.12	アンケート調査を実施
H31.2	アンケート結果（速報）をまとめ、審議会へ報告
H31.2～ R1.5	アンケート結果の分析・量の見込みの算出
R1.5	国の算出手引きに基づく量の見込みを審議会へ報告・審議
R1.5～ R2.3	量の見込み・確保方策について審議会です複数回審議 パブリック・コメントの実施、市議会での報告・審議
R2.3	計画策定

求める措置・期待される効果

「量の見込み」の算出方法の柔軟な運用

- ・利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きく、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもある。
- ・幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になっている。
- ・例えば労働力調査など、女性の就業率データ等の活用が可能となれば、より精度の高い見込みが可能となる。

ヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。

具体的には

- ・第3期(R7～R11)子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、**アンケート結果に基づき量の見込みを算出する事業(項目)の見直し**を図っていただきたい。

算出手法	対象項目(例)
実績値に基づく算出:	教育・保育、時間外保育事業、子育て短期支援事業
アンケートの設問や算出手引きの見直しにより対応:	放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

- ・併せて、**実態に即した量の見込みが算出できるよう算出方法について研究**し、算出手引きを再考していただきたい。

地域の実情に応じた「量の見込み」算出と負担軽減を実現。